【様式編】

津波時の避難確保計画

【施設名：　　東海岸児童クラブ　　】

令和　８　年　７　月　　日 作成

様式編　目　次

茅ヶ崎市（施設所管課）へ提出

１　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・	１	様式１
２　計画の報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・	１	
３　計画の適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・	１	
施設周辺の避難経路図　・・・・・・・・・・・・・	２	別紙１
施設内の避難経路図　・・・・・・・・・・・・・・	３	別紙２
４　防災体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	４	様式２
５　情報収集・伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・	５	様式３
６　避難誘導　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	６	様式４
７　避難の確保を図るための施設の整備　・・・・・	７	様式５
８　防災教育及び訓練の実施　・・・・・・・・・・	７	

個人情報等を含むため適切に管理　**<u>※茅ヶ崎市（施設所管課）への提出は不要</u>**

９　防災教育及び訓練の年間計画作成例　・・・・・	８	様式７
１０　施設利用者緊急連絡先一覧表　・・・・・・・・	９	様式８
１１　緊急連絡網　・・・・・・・・・・・・・・・・・	１０	様式９
１２　外部機関等への緊急連絡先一覧表　・・・・・	１０	様式 10
１３　対応別避難誘導方法一覧表　・・・・・・・・	１１	様式 11
１４　防災体制一覧表　・・・・・・・・・・・・・・	１２	様式 12

様式１

東海岸児童クラブ

１　計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第７１条第１項の規定に基づくものであり、本施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２　計画の報告

計画を作成したときは、当該計画を市町村長へ報告するとともに、公表しなければならない。公表の例として、施設に掲示することやホームページに掲載することが挙げられる。

３　計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人　　数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 定員 67　名	昼間 4　名	休日 名	休日 名
夜間 名	夜間 名		

【想定される基準水位】

基準水位：最大クラスの津波浸水深＋建築物等へのせり上げ高さ

基準水位
3.2　m

神奈川県が想定している５つの地震による津波のうち、「津波高さ」又は「浸水域」が最大になるように重ね合わせた「津波浸水想定図」による。

※想定される基準水位の確認方法
市ホームページ「要配慮者利用施設における難確保計画の作成等について」に基準水位の確認先のリンクを掲載しています。
URL: https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/bosai/1001315/1031265.html
【確認方法①】茅ヶ崎市ホームページ「まっぷ de ちがさき」
【確認方法②】神奈川県ホームページ「e-かなマップ」
【確認方法③】神奈川県ホームページ「津波災害警戒区域の指定について」

別紙１

東海岸児童クラブ

【施設周辺の避難経路図】

大津波警報発表時の避難経路及び避難場所は、以下のとおりとする。

避難経路図

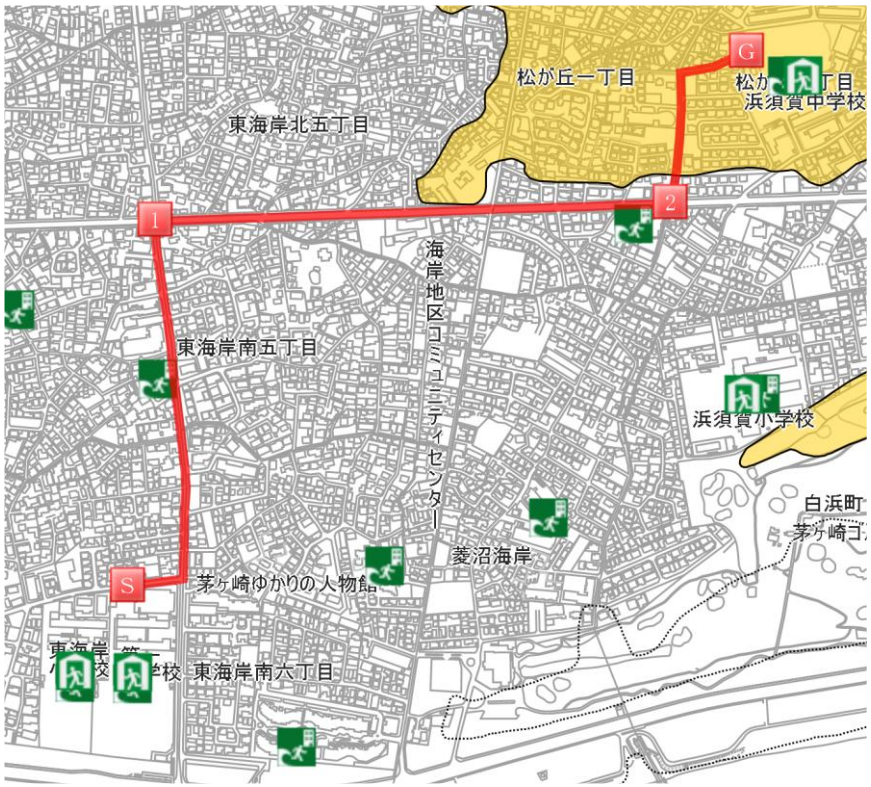
◦第一中学校　距離：約 114m



◦ヴェルビル東海岸　距離：約 498m　徒歩：約７分



◦浜須賀中学校（指定緊急避難場所）　距離：約 1,504m　徒歩：約 22 分



別紙２

東海岸児童クラブ

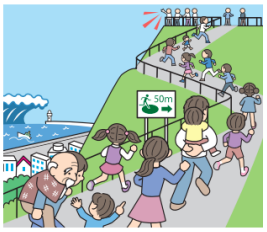
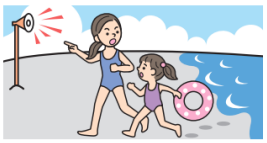
【施設内の避難経路図】

避難経路図

施設内で安全を確保する場合は以下のとおりとする。

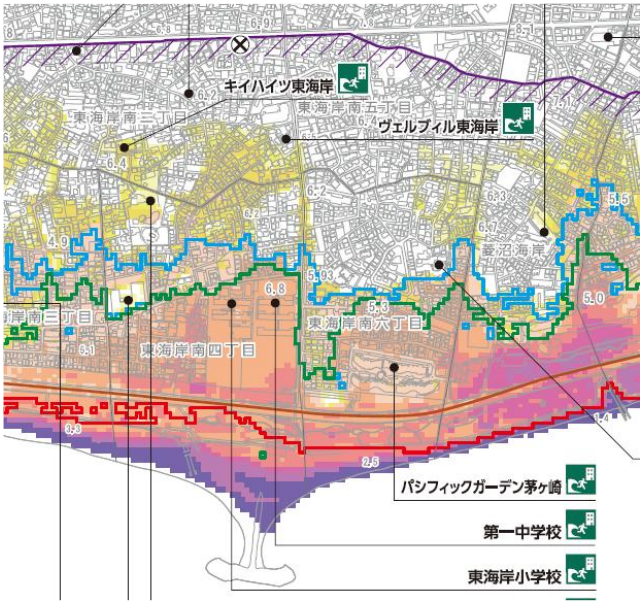
〇134 号線の標高は、一中通りとの交差点で約 6.0m、ラチエン通りとの交差点で約 6.0m、氷室椿園前の通りとの交差する地点で約 6.5m、「津波警報 3m以下」までは、室内で安全確保し津波予報に注意し待機する。

〇「大津波警報 5m」が発表された場合は、134 号線標高約 6.0mを超える恐れを想定し、安全確保のため第一中学校（津波一時退避場所）へ直ちに避難する。

	予想される津波の高さ		とるべき行動	避難の範囲
	数値での発表（発表基準）	巨大地震の場合の表現		
大津波警報	10m 超（10m＜高さ）	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波・津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！ 	お住まいの市町村の津波ハザードマップ等で、浸水が想定される区域を確認しておきましょう。 また、津波の規模は様々であり、実際には浸水想定を上回る津波が襲ってくることもあるので、最大限の避難を心がけましょう。
	10m（5m＜高さ≦10m）			
	5m（3m＜高さ≦5m）			
津波警報	3m（1m＜高さ≦3m）	高い		
津波注意報	1m（20cm≦高さ≦1m）	（表記しない）	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。 	

〇神奈川県が想定している 5 つの地震による津波のうち、茅ヶ崎市において最も浸水面積が広いと想定される相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル：マグニチュード 8.7 最大津波到達時間 17 分 8.6m）における、30ｃｍの津波が到達する時間は、

〇赤のライン（５分未満）　〇緑のライン（７分未満）　〇青のライン（10 分未満）



様式２

東海岸児童クラブ

４　防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期（気象庁が津波で災害の恐れがあると予想）	体　制	活動内容（気象庁の発表詳細）	対応要員
①緊急地震速報（警報） ②震度速報 **③津波警報・注意報** **④津波到達予想時刻・予想される津波の高さの情報** **⑤各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報** ⑥震源・震度に関する情報 ⑦各地の震度に関する情報 **⑧津波観測に関する情報**	**注意体制確立**	①地震発生後数秒か十数秒後に強い揺れが予想される地域に発表 **③地震発生後３分程度で津波注意報、津波警報を発表** ④地震発生後 3～4 分で発表。津波予報区の予想される津波の高さを発表。 ⑤地震発生後 3～4 分で発表。地点ごとの津波到達予想時間、満潮時刻を発表 ⑧津波の観測状況（実況）を発表	・情報収集伝達担当
・津波注意報発表 （津波高さ：0.2～１m、津波到達時間の確認）	**警戒体制確立**	・常に登所人数、所在の確認 ・茅ヶ崎市内 134 号線の各交差点 の**最低標高値 4.4m、原則避難しない。** **海岸や河川で活動している場合は、直ちに高台へ避難する。** ・津波の予測に変更はないか	・情報収集伝達担当 ・連絡担当
・危険の前兆を確認（※） **・津波警報発表**（津波高さ 1～３m・高い、**津波到達時間の確認**） ・茅ヶ崎市の避難指示発令 **・大津波警報発表**（津波高さ３m超・巨大、**津波到達時間の確認**） ・茅ヶ崎市の避難指示発令	**非常体制確立**	・常に登所人数、所在の確認 ・避難所開設と**避難指示地域**の確認。 **津波警報時では、原則避難しない。** **海岸や河川で活動している場合は、直ちに高台へ避難する。** ・避難確保時に使用する機材準備（情報収集・伝達用、避難誘導用等） ・保護者への事前連絡 ・避難時の支援員体制の確認（必要に応じて協力依頼） ・避難所開設と**避難指示地域**の確認。 ・要配慮者の避難誘導	・情報収集伝達担当 ・連絡担当 ・情報収集伝達担当 ・連絡担当 ・避難誘導担当

※強い揺れや長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合等

様式３

東海岸児童クラブ

５　情報収集・伝達

（１）情報収集

①収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
地震・津波情報 気象情報	○テレビ・ラジオ ○茅ヶ崎市防災情報サイト ○気象庁ホームページ ○ちがさきメール配信サービス　など
	○国土交通省ホームページ「川の防災情報」 ○神奈川県ホームページ「雨量水位情報」　など
避難情報 （高齢者等避難発令 避難指示発令 緊急安全確保発令）	○防災行政用無線（屋外スピーカー） ○茅ヶ崎市防災ラジオ ○テレビ神奈川(tvk)データ放送 ○茅ヶ崎市情報サイト ○ちがさきメール配信サービス ○緊急速報メール※ ○茅ヶ崎市公式ホームページ ○ツイッター（@Chigasaki_city ）　など

※緊急速報メールとは、国や気象庁、茅ヶ崎市が配信する「災害・避難情報」などを、対象エリアにいる方の携帯電話に配信するサービス。

②施設の職員は、市が災害情報などを携帯電話やパソコン等にメール配信する「ちがさきメール配信サービス」の次の項目を登録し、情報収集に努める。

○ちがさきメール配信サービス
（http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/about/1001985.html）

登録する項目	配信される情報
○災害時の放送 ○ライフライン被害 ○相模川の氾濫情報 ○災害による被害	○地震・津波情報（緊急地震速報、津波警報等） ○避難情報（避難指示等） ○気象警報（大雨警報、洪水警報等） ○相模川の洪水予報（氾濫危険情報、氾濫発生情報） など

（２）情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、津波情報、気象情報等を施設内関係者間で共有する。

②体制確立時、あらかじめ市と調整した事項がある場合は報告する。

様式４

東海岸児童クラブ

６　避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

（１）避難場所

津波浸水想定区域（津波災害警戒区域）外へ避難することが原則だが、区域外への避難が困難な場合は、下記のとおりとする。

（２）避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙１」及び「別紙２」のとおりとする。

（３）避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名　称	移動距離	移動手段
避難場所(津波一次退避場所)	第一中学校(非常階段)	（約114）m	☑徒歩 □その他（　　）
避難場所(津波一次退避場所)	ヴェルビル東海岸	（約498）m	☑徒歩 □その他（　　）
避難場所(指定緊急避難場所)	浜須賀中学校	（約1,504）m	☑徒歩 □その他（　　）

【津波浸水想定区域（津波災害警戒区域）内の避難所】

西浜小学校・浜須賀小学校・柳島小学校・東海岸小学校・緑が浜小学校・汐見台小学校・第一中学校・西浜中学校・中島中学校

（４）避難誘導方法

時間帯毎（昼夜、休日）の避難する人数、従業員数を考慮し、避難誘導体制は、次のとおりとする。

〇避難場所（浜須賀中学校）までの順路、道路状況について説明する。
〇避難誘導の役割分担について確認する。
〇避難誘導にあたっては、先頭と最後尾、そして中央に職員を配置する。
〇職員のみでの避難誘導に支障がある場合は、地域や外部の関係者に応援を要請する。
〇避難児童クラブから誘導する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
〇避難誘導の際には、児童クラブの玄関に避難場所の掲示をする。
〇施設からの退出が概ね完了した時点で、未避難者の有無について名簿で確認する。

様式５

７　避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

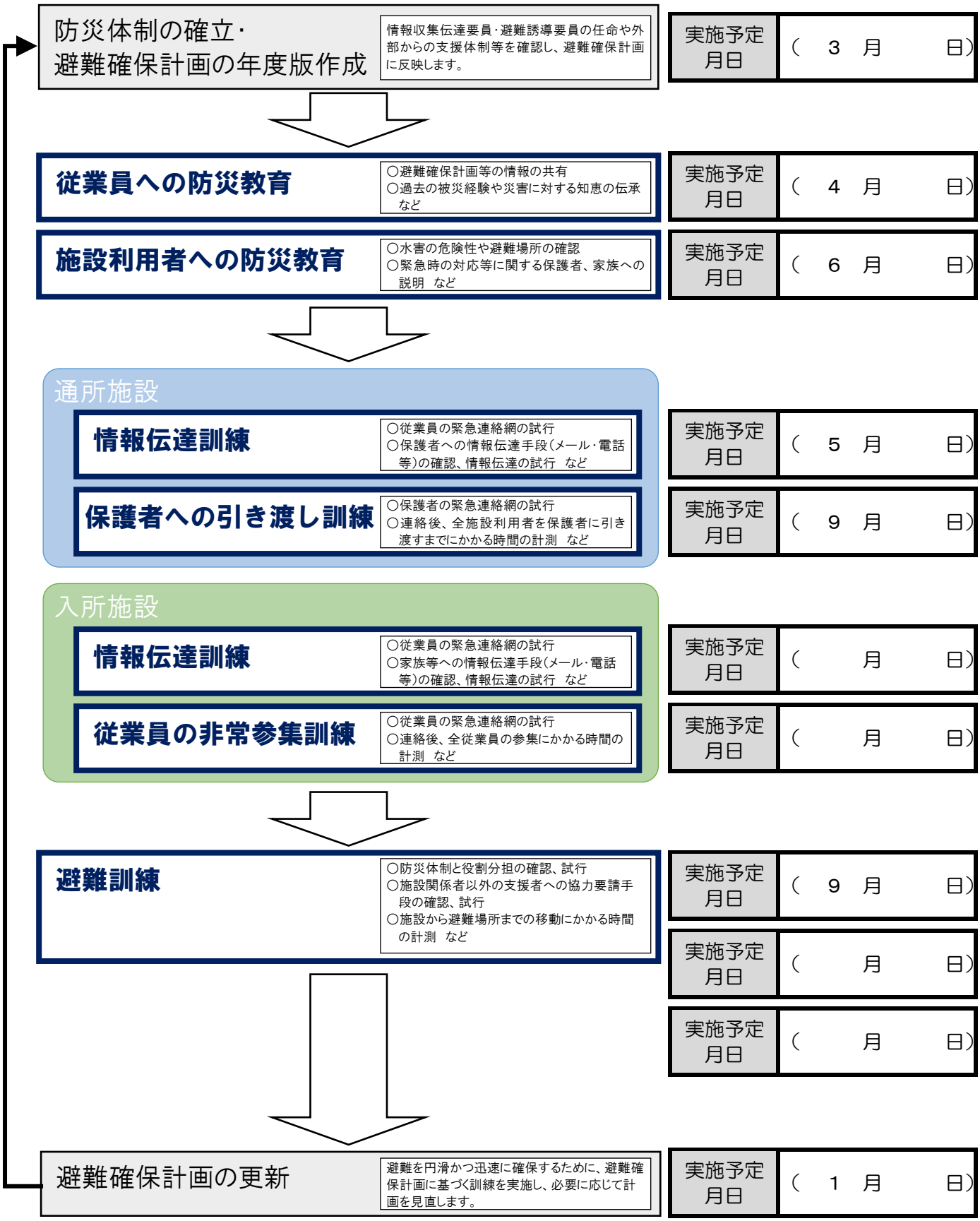
備　蓄　品	
情報収集・伝達	防災ラジオ、スマートフォン(モバイルバッテリー)、タブレット、パソコン
避難誘導	名簿(職員、施設利用児童)、スマートフォン(乾電池式モバイルバッテリー)、懐中電灯(電池)
避　難	
高齢者	
障害者	
乳幼児	
その他	救急バック【①絆創膏(複数のサイズを用意)②消毒液③ガーゼ及び止めるテープ④包帯(ネット包帯・伸縮性包帯等各種用意)⑤三角巾⑥湿布⑦体温計⑧熱さまシート⑨使い捨て手袋・マスク⑩瞬間冷却パック⑪ピンセット⑫テーピングテープ⑬綿棒】

８　防災教育及び訓練の実施

・毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
・毎年５月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年１月に作成する。

様式７

９　防災教育及び訓練の年間計画作成例



10　施設利用者緊急連絡先一覧表

様式８

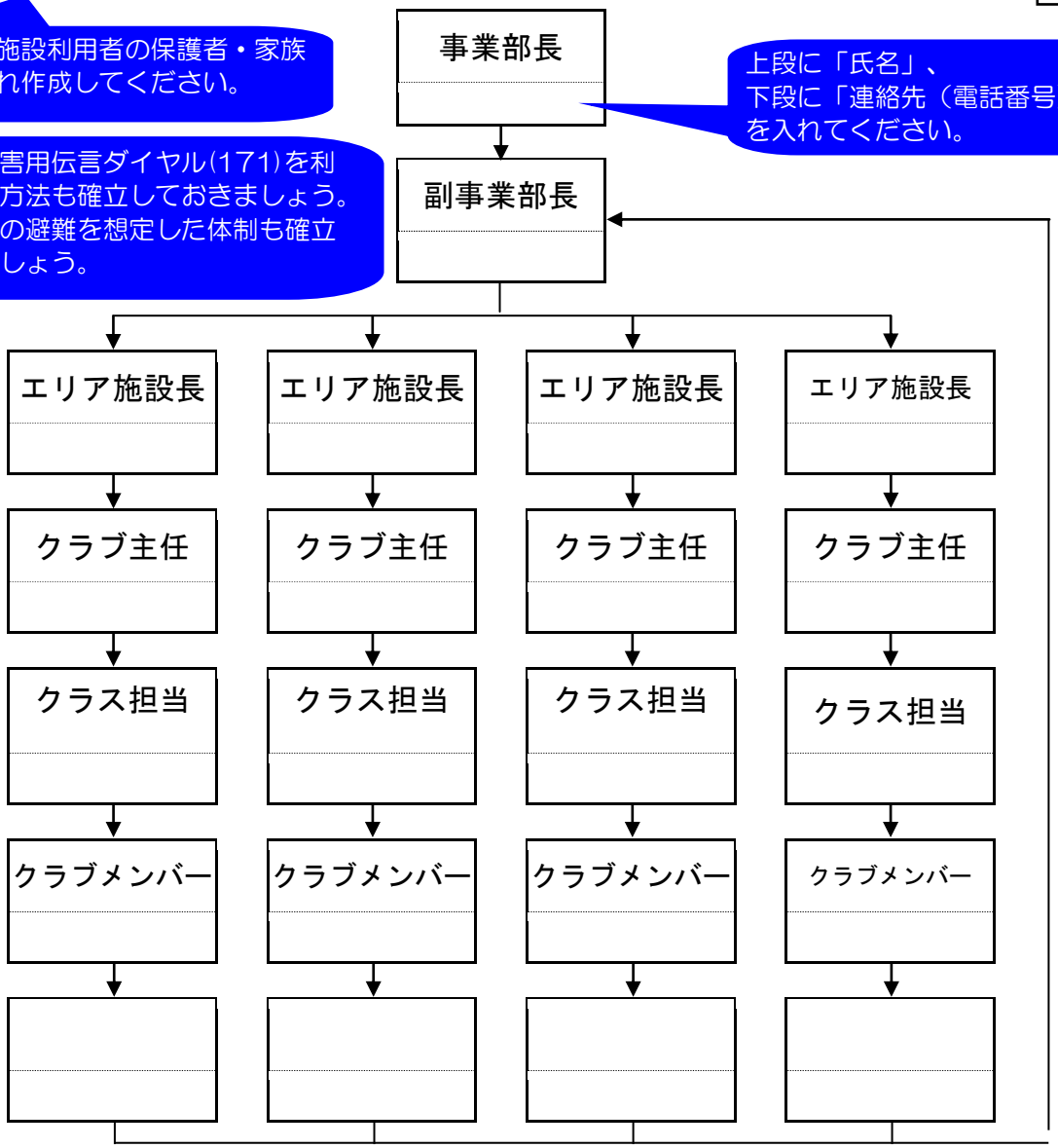
施設利用者			緊急連絡先				その他（緊急搬送先等）
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

11　緊急連絡網

様式９

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

〇メールや災害用伝言ダイヤル(171)を利用した連絡方法も確立しておきましょう。
〇夜間や休日の避難を想定した体制も確立しておきましょう。



12　外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署等	電話番号	連絡可能時間	備考
市（施設所管課）				
消防署				
警察署				
避難誘導等の支援者				
医療機関				

13　対応別避難誘導方法一覧表

様式 11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

該当番号を記入

避難場所へ移動
1.単独歩行が可能　2.介助が必要　3.車いすを使用　4.ストレッチャーや担架が必要　5.そのほか

そのほかの対応
6.自宅に帰宅　7.病院に搬送　8.そのほか

14　防災体制一覧表

様式 12

管理権限者　（　エリア施設長　）（代行者　クラブ主任　）

	担当者	役　割
情報収集伝達要員	班長（　クラブ主任　） 班員（　　）名 ・ ・ ・ ・	□状況の把握、情報内容の記録 □館内放送等による避難の呼び掛け □津波情報の収集 □関係者及び関係機関との連絡

	担当者	役　割
避難誘導要員	班長（　クラス担当　） 班員（　　）名 ・ ・ ・ ・	□避難誘導の実施 □未避難者、要救助者の確認